消費税の軽減税率制度説明会のご案内

木 更 津 税 務 署 では、事 業 者 の 方 を 対 象 として、 消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の 10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

令和元年6月12日(水)	全1回	11:00~12:00
令和元年6月13日(木)	全1回	13:30~14:30

木更津市富士見1-2-1 中央公民館多目的ホール・アクア木更津B館3階

※ 木更津駅西口の1階に観光案内所のある建物です。 駐車場は、旧中央公民館駐車場(木更津市中央1-15-4)を 利用できますが、ご来場の際にはなるべく公共交通機関等をご利 用ください。

お問合せ先